

令和 6 年 9 月 6 日
大臣官房参事官（建設人材・資材）

労務費の基準について議論を開始

～ 中央建設業審議会 労務費の基準に関するワーキンググループ(第1回)の開催 ～

中央建設業審議会に専門のワーキンググループを設置し、改正建設業法の内容を踏まえ、労務費の基準について議論を開始します。

- 建設業の担い手確保に必要な不可欠な技能労働者の処遇改善のため、改正建設業法（令和6年9月施行）により、中央建設業審議会において、建設工事の労務費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができるとされました。
- 今般、労務費に関する基準を作成するにあたり、中央建設業審議会に「労務費の基準に関するワーキンググループ」を設置し、下記のとおり第1回会合を開催することとしましたので、お知らせします。

記

1. 日 時 令和6年9月10日（火）13:00～15:00
2. 場 所 中央合同庁舎第3号館 11階特別会議室
（東京都千代田区霞が関2-1-3）
3. 委員名簿 別紙のとおり
4. 議題(予定) (1) 労務費の基準に関する経緯
(2) 労務費の基準に関する主要な論点に対する考え方
(3) 今後の検討の進め方について 等
5. 取 材 等
 - 会議は傍聴可能ですが、座席数には限りがありますので予めご了承ください。また、カメラ撮りは冒頭（議事に入るまで）のみ可能です。
 - ・ 傍聴・カメラ撮りをご希望の方は、9月9日(月)12:00までに以下の回答フォームから事前登録をお願いいたします。
(<https://forms.office.com/r/ZZwJUiYJVu>)
 - ・ 登録内容：所属、氏名、電話番号、メールアドレス、カメラ撮り希望の有無
6. そ の 他
 - 会議資料は、後日、国土交通省のウェブサイトに掲載いたします。

【お問い合わせ先】

不動産・建設経済局 大臣官房参事官（建設人材・資材）付 石井、曾根原
代表：03-5253-8111(内線：24829、24866)、直通：03-5253-8281